

新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン（案）

平成 23 年〇月

内閣府

目次

1	ガイドラインの目的及び範囲等	1
2	定義	1
2-1	新しい公共	1
2-2	NPO等	1
2-3	基金	1
3	支援事業の経緯	1
4	支援事業の趣旨	2
5	支援事業の実施に当たっての基本コンセプト	2
5-1	実施に当たっての3原則	2
5-2	実施に当たっての基本的考え方	3
6	支援事業の管理、運営	3
6-1	交付の目的	3
6-2	基金の管理・運営	3
6-2-1	基金の造成方法	3
6-2-2	基金の運用方法	3
6-2-3	基金から生じる果実の取扱い	4
6-2-4	寄附金の取扱い	4
6-2-5	基金の取り崩しの制限	4
6-2-6	基金の残額の取扱い	4
6-3	支援事業の基本方針、事業計画	4
6-3-1	基本方針、事業計画の作成等	4
6-3-2	運営委員会への報告と意見の聴取	4
6-3-3	事業計画の変更	4
6-4	支援事業の対象者（支援対象NPO等）	4
6-5	支援事業の実施について	5
6-5-1	支援事業により実施する事業	5
6-5-2	事業実施に当たっての留意事項	5
6-5-3	使途の制限	5
6-5-4	対象経費の範囲	5
6-5-5	広域的な連携	6
6-5-6	都道府県の内部組織間の連携	6

6-5-7 都道府県から国への定期報告時期及び報告内容	6
6-6 成果目標の設定.....	7
6-7 支援事業の委託について	7
6-7-1 中間支援組織等への委託	7
6-7-2 プロポーザル方式の発注について.....	8
6-7-3 専門家等の派遣について	8
6-7-4 委託に係る適正な支払い	8
7 各事業について.....	8
7-1 つなぎ融資への利子補給事業.....	8
7-1-1 趣旨及び内容	8
7-1-2 委託者の範囲	9
7-1-3 支援対象NPO等の考え方.....	9
7-1-4 利子補給の対象となる融資の範囲.....	9
7-1-5 利子補給率	9
7-1-6 対象となる金融機関.....	9
7-1-7 利子補給期間	9
7-1-8 完済前に基金の終期が来る場合の利子補給について.....	9
7-1-9 概算払いへの移行促進	9
7-2 融資利用の円滑化のための支援事業.....	9
7-2-1 趣旨及び内容	9
7-2-2 支援対象NPO等の考え方.....	10
7-3 NPO等の活動基盤整備のための支援事業	10
7-3-1 趣旨及び内容	10
7-3-2 支援対象NPO等の考え方.....	10
7-4 寄附募集支援事業.....	11
7-4-1 趣旨と内容	11
7-4-2 情報公開、透明性の確保	11
7-4-3 既存の民間の取組みへの配慮.....	11
7-4-4 支援対象NPO等の考え方.....	12
7-5 新しい公共の場づくりのためのモデル事業	12
7-5-1 趣旨及び内容	12
7-5-2 事業スキーム	12
7-5-3 事業額の制限	13
7-5-4 本事業の実施額の制限.....	13
7-5-6 本事業の実施の際の留意点.....	13
7-6 社会イノベーション推進のためのモデル事業.....	13

7-6-1 趣旨及び内容	13
7-7 共通事務に関する事業.....	14
7-7-1 趣旨及び内容	14
8 運営委員会.....	14
8-1 運営委員会の設置、役割等.....	14
8-1-1 設置.....	14
8-1-2 運営委員会の役割.....	14
8-1-3 運営委員会の尊重.....	14
8-2 運営委員.....	14
8-2-1 運営委員の構成.....	14
8-2-2 選定等に当たっての留意事項.....	15
8-2-3 運営委員の任期、委員長等の選定.....	15
8-3 運営.....	15
8-3-1 開催、決定.....	15
8-3-2 審査、選考等.....	15
8-3-3 透明性等の確保.....	16
8-3-4 留意事項.....	16
8-3-5 報告.....	16
9 連絡調整会議への参画.....	16
10 情報開示のための基盤整備について.....	17
11 成果のとりまとめと公表.....	17
11-1 支援対象NPO等の成果報告.....	17
11-2 都道府県の成果報告.....	18
12 評価の実施について.....	18
12-1 評価の対象.....	18
12-2 評価結果の取扱い.....	18
13 監査等について.....	18
13-1 都道府県の監査.....	18
13-2 委託先に対する検査等.....	18
13-3 支援対象NPO等に係る検査等.....	18
14 ガイドラインの改正について.....	19

新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン（案）

1 ガイドラインの目的及び範囲等

このガイドラインは、新しい公共支援事業（以下、「支援事業」という。）の円滑かつ適確な実施のための指針であり、「新しい公共支援事業交付金交付要綱（仮称）」に基づき各都道府県に設置される基金の設置、運用等に関して、その具体的な方針・方法を示すもの。支援事業の実施に当たっては、本ガイドラインを踏まえた上で、地域の発想や創意工夫による地域主体の取組みを期待する。

2 定義

2-1 新しい公共

「新しい公共」とは、「官」だけではなく、市民、NPO、企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

2-2 NPO等

特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体、地縁組織等の非営利組織をいう。

2-3 基金

支援事業の実施のために国から都道府県に交付された交付金を原資として各都道府県に造成された基金。

3 支援事業の経緯

古くからの日本の地域や民間の中にあった人々の支え合いと活気のある社会である「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人々や地域の絆を作り直すことが求められている。

「新しい公共」宣言(平成22年6月4日、第8回「新しい公共」円卓会議とりまとめ)には、「これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、そのことで国民の選択肢を増やすことが必要である。国民がその意志を持つとともに、政府が「国民が決める社会」の構築に向けて具体的な方策をとることを望む」とあり、政府の取組みとして「NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組みと連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援」するとした。

さらには、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「起業や新規参入を行う企業、社会的企業、NPO 等に対する資金供給を確保することが不可欠」「NPO 等への資金供給を円滑化するため、規制・制度や税制の改革を進める」としている。

4 支援事業の趣旨

「新しい公共」は、従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開き、市民、NPO、企業等がともに支えあう仕組み、体制が構築されたもの。「新しい公共」がめざす社会においては、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等によりムダのない形で提供される。また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする。

支援事業は、上記社会を実現するために、行政が独占してきた「公（おおやけ）」をNPO等を開く取組みを試行することを通して、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図ることとする。

支援事業の実施により、NPO等にとっては、寄附や融資を受けやすい環境が構造的に整備され、ボランティアネットワークや情報提供などの人的または技術的な活動基盤の整備が進むことにより、NPO等の活動が自立・定着していく。

また、モデル事業により、サービスやコストなどの改善効果や、他事業への波及効果が高い新しい取り組みを評価し、普及することで、「新しい公共」が目指す社会に向けて、更なる進展につなげることができる。

5 支援事業の実施に当たっての基本コンセプト

支援事業を通じて、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図る。これにより、公的な財やサービスの効率的な提供と、地域における雇用や参加の場の拡大に資する。

5-1 実施に当たっての3原則

- ① 「新しい公共」の担い手が行政に過度に依存することがないように、NPO等の自立的活動を間接的に後押しすることを基本とする。なお、支援事業は地域における取り組みが定着するまでの、2年間の暫定的な対応とする。
- ② 支援事業の選定などを行う運営委員会は、市民、NPO、企業等の多様なメンバーによる官民協働の取り組みとして、公平性を確保する。
- ③ 支援事業の選定過程は可能な限り開示し、透明性を確保するとともに、支援を受けるNPO等は、報告と情報開示の徹底により、市民等の監視と評価を受ける。また、NPO等の創意工夫に富んだ企画、提案等を取り入れ、運用できる仕組みとす

る。

5-2 実施に当たっての基本的考え方

- ① 支援事業の推進に当たっては、民間の豊富なノウハウを生かすため、可能な限り、中間支援組織・市民ファンド等との協調と連携を図るものとする。官と民の適切な役割分担により、これら既存の活動を生かし、将来の寄附、市民参加の促進発展に配慮する。
- ② 支援事業の内容は、市民の実体験、成功事例の共有などに軸足をおくとともに、一過性のPRやイベント等ではなく、ボランティア・コーディネータ等の育成、寄附を仲介する市民ファンドの新設・強化等、NPO等の支援が将来にわたって継続・発展することが可能となる人材・仕組み作りに重点を置く。
- ③ NPO等の信頼性向上のため、全国共通の情報基盤への掲載や会計基準の導入に必要な知識や技術を提供するなど、NPO等の情報開示を支援する。
- ④ NPO等と地域の企業や経済界の連携を重視する。地域の経済界等が検討プロセスに参画することにより、継続的な関係強化をめざし、地域貢献の活動等を推進する。
- ⑤ 「新しい公共」の拡大と定着のためには、自治体の理解と協力も必要である。意欲と創造力のあるNPO等と地方自治体による新たなメカニズムの創出が起ころう、その連携の強化を図る。
- ⑥ 「新しい公共」の多様な担い手が協働して、自ら地域の諸課題の解決に当たる仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)の構築と普及を図る。
- ⑦ 制度・領域横断的な対応で既存の制度や規制の制約を乗り越えて「新しい公共」の取組の幅の拡大を図る。

6 支援事業の管理、運営

6-1 交付の目的

新しい公共支援事業交付金は、都道府県に対し、都道府県が6-5-1の①から⑦を行うのに必要な事業費を、基金として造成するために必要な経費を交付するもの。

6-2 基金の管理・運営

6-2-1 基金の造成方法

基金は、別途定める「新しい公共支援事業交付金交付要綱(仮称)」等に基づき、国からの交付金を受けて造成する。都道府県に既に同趣旨の基金が造成されている場合には、明確な区分経理を行う。

6-2-2 基金の運用方法

基金は、確実かつ効率的に運用するものとする。

6-2-3 基金から生じる果実の取扱い

この基金の運用によって生じる果実は、この基金に繰り入れる。

6-2-4 寄附金の取扱い

市民や企業等からの寄附金については、この基金に繰り入れないこととする。

6-2-5 基金の取り崩しの制限

基金（繰り入れられた果実を含む。）は、支援事業で実施する事業（6-5-1 に掲げる事業）を行う場合を除き、取り崩し、処分し、及び担保に供してはならない。

6-2-6 基金の残額の取扱い

支援事業の終了時（基金造成時から 2 年経過後）において、基金に残額がある場合には、別に定める手続きに従い、これを国庫に納付する。

6-3 支援事業の基本方針、事業計画

6-3-1 基本方針、事業計画の作成等

都道府県は、支援事業に係る交付金の申請に際し、支援事業に係る基本方針の案及び事業計画書の案を作成の上、国に提出する。

6-3-2 運営委員会への報告と意見の聴取

8-1-1 により都道府県に運営委員会が設置された後は、都道府県は、6-3-1 の基本方針の案と事業計画の案を運営委員会に諮り、これを決定し、公表するものとする。

6-3-3 事業計画の変更

都道府県は、前記の計画を変更しようとする場合（計画のうち、6-6 の成果目標、必要経費の額の変更に限る。）には、あらかじめ、事業計画変更書を作成し、国に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。

6-4 支援事業の対象者（支援対象NPO等）

支援事業による支援の対象は、

- (1) NPO等（特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体、地縁組織等の非営利組織）であって、「新しい公共」の趣旨に合致する活動を行う組織、団体等（複数の者が構成メンバーとなり、連携、協働して形成する一の組織・団体等を含む。6-5-1 の⑤の新しい公共の場づくりのためのモデル事業については、都道府県、市区町村又は都道府県若しくは市区町村を構成メンバーに含む協議体を対象を含む。）のうち、
- (2) 当該組織、団体等からの申請に基づき、8-1-1 により各都道府県に設置された運営委員会が選定した者とする（以下、「支援対象NPO等」という。）。

また、支援対象NPO等は、以下に掲げる要件の全てに適合しなければならない。

ア 「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。

イ 4 に掲げる「新しい公共」がめざす社会の実現のために、主体的に活動を行って

いること。

ウ 資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。

エ 情報開示がなされていること、又は支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること

オ 継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと

また、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体は、支援の対象とはしない。

6-5 支援事業の実施について

6-5-1 支援事業により実施する事業

支援事業により実施する事業は、以下に掲げる事業とする。

- ① つなぎ融資への利子補給事業
- ② 融資利用の円滑化のための支援事業
- ③ NPO等の活動基盤整備のための支援事業
- ④ 寄附募集支援事業
- ⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
- ⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業
- ⑦ 共通事務に関する事業

6-5-2 事業実施に当たっての留意事項

各都道府県においては、できる限り、前項の⑥を除く全ての事業について実施するものとするが、基金の造成時において、既に同種の事業を都道府県において実施している場合等は、この限りではない。

また、6-5-1の各事業のうち、特定の事業に事業額が極端に偏ることがないように配慮するものとする。

6-5-3 使途の制限

支援事業は各都道府県が行う新しい取組みを支出対象とし、既に実施している事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替については支出対象としない。

また、行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は、基金からの支出対象とはならない。ただし、他の補助事業の補助対象部分と非対象部分が明確に切り分けられる場合には、当該非対象部分については支出対象とすることができる。

6-5-4 対象経費の範囲

対象経費の内訳は以下の通りとする。

ア 6-5-1の各事業共通の経費

事業に必要な、人件費、諸謝金（委員、講師）、旅費（職員、委員、講師等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、募集広告費、委託費 等

イ 6-5-1 の①の事業に係る追加的経費

利子相当額補助金

ウ 6-5-1 の⑤の事業に係る追加的経費

事業を実施するために必要かつ適切な経費

上記については、関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。

6-5-5 広域的な連携

都道府県は、効果的、効率的に支援事業を実施するため、都道府県域を超えた幅広い情報交換を行うなど、広域的な連携を進めることとする。その際、必要に応じて、中間支援組織、NPO等もメンバーに含める。例えば、地域ブロックにおける支援事業に関する連絡会議の開催や、地域ブロックごとに設置されているNPO等の認証に関する会議やソーシャルビジネス、コミュニティビジネスに関する協議会等との適切な連携を行うこととする。

6-5-6 都道府県の内部組織間の連携

「新しい公共」の担い手となるNPO等については、複数の法人形態や活動分野が想定されていることから、支援事業の実施にあたっては、福祉、教育、ソーシャルビジネス等NPO担当部局以外の都道府県内の複数の部局に関連業務がわたることが想定される。

このため、各都道府県においては、支援事業の窓口となる部局を定めるとともに、都道府県内の関係部局との連携と情報の一元化を図り、各担当部局間の役割分担を明確化することとする。

6-5-7 都道府県から国への定期報告時期及び報告内容

都道府県は、基金造成時及び造成後、6月、1年、1年6月、2年のそれぞれ経過後、2月以内に国へ、以下の内容を記載した事業報告を行うものとする。

① 基金造成時

- ・ 基金の名称、造成額など、基金の概要が分かるもの（基金条例の写しなど）。
- ・ 運営委員会の名称、実施・開催方法、構成メンバー（役職を含む）、情報開示の方法等が分かるもの。
- ・ その他

② 基金造成後、6月、1年、1年6月経過後

- ・ 基金の運用及び取り崩しの状況
- ・ 事業の実施状況
- ・ 運営委員会の開催状況
- ・ 設定した目標の達成状況

- ・ その他
- ③ 基金造成後 2 年経過（事業終了時）
 - ・ 基金の運用及び取り崩しの状況
 - ・ 事業の実施状況
 - ・ 運営委員会の開催状況
 - ・ 設定した目標の達成状況
 - ・ 各事業に係る基金終了後の方針
 - ・ その他

6-6 成果目標の設定

都道府県は、支援事業終了後における事業成果の目標案を定めるものとする。

成果目標は、下記の評価項目を含むものとし、可能な限り数値を用いて設定するものとする。

- ア 「新しい公共」への参加数（NPO等の従業員の雇用、ボランティアスタッフの参画、会議への参画等）
- イ 行政からの委託業務に係る支払い方法における概算払いの普及率
- ウ 支援対象NPO等が実施する事業に伴う金融機関等からの融資利用額及び融資利用件数
- エ 人的・物的資源の調達、調整を行う人材登録バンクなどの組織の設置状況及び人材登録者数、人材の派遣機会数 等
- オ 中間支援組織のボランティア・コーディネータ（地域での助け合いの推進役）、プログラム・オフィサー（助成活動の推進役）の育成数 等
- カ NPO等の開示情報の閲覧数
- キ NPO法人の会計基準の導入割合
- ク 支援対象NPO等が実施する事業に伴う寄附の額及び都道府県内 GDP 比
- ケ 寄附を仲介する市民ファンドの設置状況及び寄附の額（件数）等
- コ マルチステークホルダー・プロセスによる協議体の設置数と具体的な取組の件数
- サ その他

6-7 支援事業の委託について

6-7-1 中間支援組織等への委託

民間の豊富な経験とノウハウを生かすとともに、支援事業の終了後も引き続き、市民、NPO、企業等の取組みを継続的に支援する観点から、6-5-1の各事業を適確に遂行する技術能力等を有しており、かつ事業内容に応じて、適切かつ公平に事業を実施することができる中間支援組織、市民ファンドを管理する者、専門家等（以下「中間支援組織等」という。）が存在する場合、これらの中間支援組織等にその実施を委託することができる。

これら中間支援組織等が複数存在する場合には、活動分野や活動エリアを踏まえた上で、地域の実情に応じて、一つの間接支援組織等だけでなく複数の中間支援組織等への委託を行うこととする。

6-7-2 プロポーザル方式の発注について

中間支援組織等からの提案に基づいて委託内容（仕様）を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式の発注について、検討することとする。また、6-5-1の②、③及び④の事業内容について、2以上の中間支援組織等より、優良かつ独創性が認められる異なる提案があった場合、地域の実情に応じて、2以上の中間支援組織等への委託を検討することとする。

6-7-3 専門家等の派遣について

中小企業診断士、ファンドレイザー（寄付の推進役）、経理業務経験者等の専門家等の派遣に際しては、その契約は日額単価を基本とする単価契約の導入を検討する。派遣される専門家等の業務管理を適切に実施する観点から、当該派遣業務を受託した中間支援組織等において、専門家等の登録、派遣される専門家等の業務の管理、経費の支出及び派遣された専門家等の実績・評価の公表を一元的に行うこととする。

6-7-4 委託に係る適正な支払い

委託契約の際には、委託先における当該委託業務に係るコストが適切に賄われるよう、適正な水準の単価を設定するとともに、管理費は適切に計上することとする。

7 各事業について

7-1 つなぎ融資への利子補給事業

7-1-1 趣旨及び内容

（趣旨）

イベントの運営業務、施設の管理・運営・整備、各種の調査・相談・支援等について行政から受託するNPO等が増えている。当該業務に係る経費については行政から事業終了後に精算払いされることもあり、この場合には、NPO等は地域の金融機関等からの借入れ（つなぎ融資）により、当該業務の経費に充てることとなる。このような、借入れに係る利息についてNPO等が負担することは、NPO等と行政との協働業務を妨げるとともに、発生した利子負担によりNPO等の財政を厳しいものにしていく。

このため、概算払いによる委託費の支払いの普及を促進するとともに、委託契約費用の支払い方式について清算払いから概算払いへ移行することを前提として当面の間、行政からNPO等に対する委託業務について、つなぎ融資への利子補給を行う。

（具体的な事業内容）

ア 行政からの委託業務に関して、金融機関等のつなぎ融資を利用する場合、当該融資にかかる利子相当額について、本事業により利子補給を行う。

7-1-2 委託者の範囲

本事業の対象となる委託業務の委託者は、国、都道府県、市区町村とする。

7-1-3 支援対象NPO等の考え方

本事業の対象となるNPO等は、7-1-2に規定される委託者から業務の受託を受けたNPO等とする。

7-1-4 利子補給の対象となる融資の範囲

利子補給の対象となる融資は、NPO等が行政からの業務を受託しており、委託費の支払いが精算払いとなる場合に、その業務に必要な経費を金融機関からの借入金によってまかなっている場合とする。

7-1-5 利子補給率

基金からの利子補給は、NPO等に係る金融機関からの借り入れ利率が無利子となるように利子相当額を補給するものとする。ただし、上限は2%とする。

7-1-6 対象となる金融機関

7-1-4に掲げる金融機関は、日本政策金融公庫、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、NPOバンク等とする。

7-1-7 利子補給期間

本事業による利子補給は、平成25年3月31日までに発生する利子を対象とする。

7-1-8 完済前に基金の終期が来る場合の利子補給について

NPO等から金融機関への完済前に基金の終期が来る場合、予め金融機関に利子相当額を支払い、NPO等は基金の終期前に利子相当額の補給を申請することとする。

7-1-9 概算払いへの移行促進

利子補給を行う際、都道府県は、委託者である市区町村等に対して、概算払いへの移行促進に向けた普及・啓発を行う。

7-2 融資利用の円滑化のための支援事業

7-2-1 趣旨及び内容

(趣旨)

NPO等は新しいサービス市場を開拓し、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを展開する可能性を有する。また、公共的な財・サービスの提供主体になることで、新たな雇用を拡大させる可能性がある。

しかしながら、NPO等の活動資金（施設の改修費、事業の立ち上げ資金等）を金融機関から調達する際には、事業計画書や資金計画書など各種の資料の提出が求められるが、現状では、これらの対応が十分にできないなど、融資を受けるスキルが不足しているため、資金調達を断念してしまうことが多い。

このため、NPO等のスキルアップにより、金融機関等による融資の円滑化を推進する。

(具体的な事業内容)

ア 講習会の開催等により、NPO等の融資申請に係るスキルアップ等を行う。

イ NPO等から申請のあった事業案件について、中小企業診断士等の専門家による個別指導等を行う。

7-2-2 支援対象NPO等の考え方

本事業の対象は、金融機関からの融資を受けようとするに際し、本事業の実施により融資を受けることが可能となり、当該NPO等の活動の活性化が図られると見込まれるNPO等とする。

7-3 NPO等の活動基盤整備のための支援事業

7-3-1 趣旨及び内容

(趣旨)

NPO等がその活動を社会から認知され、協働相手とのネットワークづくり等を強化するためには、適切に情報発信を行うことが必要であるが、そのためのコンテンツ等の整備については必ずしも十分なものとなっていない。

また、NPO等が寄附を募ったり、融資を受けようとする際には、自らの財務状況等を適切に開示することが必要であるが、財務諸表の作成等についての知識、技術が不足しており、この結果、金融機関、寄附者等の理解が得られず、寄附が集めにくかったり、融資を受けられない場合が多い。

このため、NPO等の事業の各種活動基盤を整備し、透明性や健全性の確保を促進する。

(具体的な事業内容)

本事業の具体的内容については、NPO等からの申請に基づき実施することとなるが、一例を示すと以下のような活動が対象となる。

ア 専門家派遣による個別指導（財務諸表、事業計画、情報発信のためのコンテンツ等の作成支援。公認会計士、税理士、プログラマー、各種アドバイザー等の専門家の募集、登録、派遣等。）

イ 講習会の開催（財務諸表、事業計画、情報発信のためのコンテンツ等の作成）

ウ NPO等の活動のマスコミ広報

エ 組織・人材等のデータベースの整備と情報提供

オ 中間支援組織のボランティア・コーディネータ（地域での助け合いの推進役）、プログラム・オフィサー（助成活動の推進役）の育成・確保

カ NPO会計基準の普及

キ 人的・物的資源の調達及びそれらの提供先との調整・マッチング機能の確保

ク その他

7-3-2 支援対象NPO等の考え方

本事業の実施により、当該NPO等の活動基盤が改善され、当該NPO等の活動の活性化が見込まれるNPO等とする。

7-4 寄附募集支援事業

7-4-1 趣旨と内容

(趣旨)

NPO等については、寄附金にその活動の源泉を依存する場合も多いが、寄附金集めに関しては、そのノウハウを有しているNPO等はまだまだ少ないため、その活動に制限が生じる場合も多い。

また、従来の多くの寄附は、寄附者にとってその効果を実感しにくいという批判があった。この反省を踏まえて、近年、寄附をした市民、企業等の意向により用途と効果が明確にされている寄附形態が注目を集めており、そのような寄附金募集を行うNPO等に資金が多く集まっている。

このような流れを踏まえ、寄附者の意向に沿って特定の分野、団体又は事業に寄附金を届けるとともに、寄附を受け取ったNPO等は寄附者に適切に情報を発信し、両者の顔が見える関係づくりを積極的に推進することが、今後の寄附文化の醸成に向けて有効である。

(具体的な事業内容)

本事業の具体的内容については、NPO等からの申請に基づき実施することとなるが、一例を示すと以下のような活動が対象となる。

- ア 専門家派遣による個別指導（ファンドレイザー等の専門家の募集、登録、派遣等。）
- イ NPO等の活動を応援する市民ファンドの創設
- ウ 寄附金募集についてのマスコミ広報
- エ イベントの開催（チャリティイベント等）
- オ 寄附金募集についての地元企業等への説明会の開催
- カ 寄附募集の先進事例の収集とNPO等に対する情報提供
- キ 多様な寄附手段の環境整備（ネット寄附、クレジットカード決済等）
- ク 新たな寄附形態の企画・提案（収益の一部を寄附に充てる商品開発、構造物・備品・仮設物等への記名によるメッセージ寄附等）
- ケ 寄附者に対する寄附の用途に関する成果報告等
- コ 中間支援組織のファンドレイザーの育成
- サ その他

7-4-2 情報公開、透明性の確保

NPO等は、支援を受けた事業の進捗状況及び成果報告を実施し、透明性を確保することとする。

7-4-3 既存の民間の取組みへの配慮

寄附の流れを拡大させるためには、既存の民間の取組みを阻害せず、むしろ継承・発展させることが重要であり、民間において寄附金の募集を行う組織（NPOファンド等）が既に存在する場合は、協調と連携の観点から当該民間団体に本事業の業務を委託することについて検討する。ただし、当該民間団体が業務を適確に遂行するに足る能力、経験、実績等を有することを要する。

7-4-4 支援対象NPO等の考え方

本事業の対象は、寄附募集等の民間における資金調達を積極的に進めようとするNPO等で、この事業を実施することにより、一時的な寄附金の増加のみではなく、情報開示や透明性の向上を進めることにより関係者（寄附者や受益者等）との接点や縁が深まり、継続的な支援活動につながるが見込まれるNPO等とする。

7-5 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

7-5-1 趣旨及び内容

（趣旨）

地域における諸課題の解決に向けて、従来は、行政の主導により取組んできたが、今後は、NPO等による「新しい公共」の活動により、良好で効率的なサービスを提供していくことが必要である。「新しい公共」の推進に当たっては、NPO等の自立的な活動が基本となるが、一方、地方自治体の理解と協力も必要不可欠であることから、本事業により、地方自治体とNPO等の協働のきっかけ作りを進めていく。

また、本事業は、多様な担い手（マルチステークホルダー）からなる「新しい公共」の体制を構築し、問題解決を図っていくプロセスをモデル的に実施するものであり、多様な参加者による推進組織などの協働の場が設置され、事業終了後においても「新しい公共」による取組みの継続・発展の環境作りが行われることが期待される。

（具体的な事業内容）

行政が独占してきた「公（おおよけ）」を市民、企業、NPO等を開くため、その先進的な取組みについて、NPO等と地方自治体との協働による事業として実施する。

7-5-2 事業スキーム

ア 「新しい公共」の担い手など地域からの提案をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して事業に応募する。（応募は、都道府県・市区町村又は都道府県・市区町村を構成員に含む協議体から行う。）

イ 事業の選定は運営委員会が行い、都道府県において決定する。

ウ 選定された事業の予算は都道府県・市区町村又は都道府県・市区町村を含む協議体に交付する。

エ NPO等と都道府県・市区町村は、地域の諸課題を解決するため、多様な担い手（①NPO等、②企業、③行政を必ず含むものとし、その構成メンバーはおおむね5者以上で、可能な限り幅広い参画を基本とする。）が協働して、自ら地域の諸課題に当たる

仕組み（マルチステークホルター・プロセス）による会議等を立ち上げ、「新しい公共」による取組みを進める。なお、本事業終了後も本会議体を活用し取組みを継続させることが望まれる。

オ なお、内閣府が推進する社会的責任に関する円卓会議を受けて、エの取組みを行う場合も、本事業の支援対象となりうる。

7-5-3 事業額の制限

本事業の1事業ごとの上限額は1,000万円とし、下限額は300万円とする。

7-5-4 本事業の実施額の制限

本事業の都道府県における実施総額の上限は、6-5-1の①～⑤及び⑦の事業の合計額の1/3（又は1/2）以内（P）とする。

7-5-5 本事業で施設等の整備及び設備備品の購入等を行う場合について

本事業で施設等の整備や設備備品の購入に交付金を充てる場合は、当該交付金の使途が本事業の趣旨に合致し、かつ、当該施設等の整備または設備備品の購入を行う必要が認められる場合に限るものとし、上限は予算の1/2（又は2/3）以内（P）とする。

また、行政等による他の補助金等の制度が存在する場合には、当該制度で優先的に実施するものとし、当該制度で実施することが困難な場合に、本事業により交付金を充てることとする。その場合、当該施設等の整備または設備備品の購入にかかる事業額に対する補助率は、当該制度の補助率（助成率、交付割合など）以内とする。

7-5-6 本事業の実施の際の留意点

本事業の経費は、都道府県・市区町村に対して交付されるが、事業実施に当たっては、事業費の分担や事業の一部を当該NPO等に委託して実施するなど、協働の上で実施するものとする。

7-6 社会イノベーション推進のためのモデル事業

7-6-1 趣旨及び内容

（趣旨）

「新しい公共」の考え方に基づいて、地域の社会的な課題の解決に向けて、地域住民が主体的に参画したり、NPO等を組織して、公共的な役割を担って活動していく上で、地域の特性や事情から、既存の制度の枠組みだけでは十分な活動ができず、制度・領域横断的な対応が必要な場合がある。

本事業を実施することで、制度・領域横断的な対応で既存の制度や規制の制約を乗り越えて「新しい公共」の力を発揮できるようにし、地域の諸課題を解決する「社会イノベーション」を推進し、「新しい公共」の取組みの幅を広げる。

（具体的な事業内容、事業スキーム等は調整中）

7-7 共通事務に関する事業

7-7-1 趣旨及び内容

(趣旨)

支援事業を適切かつ円滑に実施するため、各都道府県における共通的な事務を実施する。

(具体的な事業内容)

- ア 8の運営委員会に関する事務
- イ 9の連絡調整会議への参画のために必要な事務
- ウ 10の情報開示のための基盤整備に必要な事務
- エ 11の成果のとりまとめと公表に必要な事務
- オ 12の評価の実施のために必要な事務
- カ 13の監査等の実施に必要な事務
- キ その他、支援事業を適切かつ円滑に行うために必要な調査、連絡調整等の事務

8 運営委員会

8-1 運営委員会の設置、役割等

8-1-1 設置

運営委員会は、都道府県に設置する。

8-1-2 運営委員会の役割

運営委員会は、以下の役割を担う。

- (1) 支援事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討
- (2) 支援対象NPO等の選定基準の設定、選定及び選定の取り消し等
- (3) 6-5-1の各事業及び支援対象NPO等が実施する事業（以下「NPO等実施事業」という。）の進捗状況等の把握と評価
- (4) 6-5-1の①から⑥までの各事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等
- (5) 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応
- (6) その他

8-1-3 運営委員会の尊重

都道府県は、8-1-2に係る運営委員会の決定等を最大限に尊重するものとする。

8-2 運営委員

8-2-1 運営委員の構成

運営委員は、事業選定の公平性を確保するため、地域の多様な関係者の意見を踏まえる観点から、以下の各関係者から1名以上を含めるものとする。

- ・ 学識経験者
- ・ 専門家（税制、金融、経営など）
- ・ NPO等、中間支援組織
- ・ 企業、経済団体
- ・ 金融機関
- ・ マスコミ

また、以下の各関係者の参加について、検討を行うこととする。

- ・ 一般市民
- ・ その他、支援事業を推進する上で必要となる者

8-2-2 選定等に当たっての留意事項

- ア 選定等に当たっては、高い識見を有し、公平・中立的な立場から運営委員会の審議に貢献できる者から選定するものとする。
- イ NPO等、中間支援組織又は一般市民から選出する場合は、公募することとする。
- ウ NPO等又は中間支援組織から運営委員を選定する際は、実績のある者から選定するものとする。また、当該都道府県内から選定した場合において中立、適正な審議が行えない可能性が予想される場合等には、他の都道府県から選定することも可能とする。
- エ 選定等においては、8-2-1に掲げるいずれの関係者の委員数が委員全体の半数を超えないこととする。

8-2-3 運営委員の任期、委員長等の選定

運営委員の任期、運営委員会の長等の選定方法については、都道府県で適宜定める。

8-3 運営

8-3-1 開催、決定

運営委員会の開催、決議方法等の運営方法については、都道府県で適宜定めるものとする。なお、運営委員会の開催頻度については、NPO等の活動の推進を妨げることのないよう、留意するものとする。

8-3-2 審査、選考等

運営委員会では、以下の事業ごとの審査の視点により審査し、申請案件の選考を行う。

- ア つなぎ融資への利子補給事業
 - ・ 支援事業の趣旨に合致するか
 - ・ 委託者（行政からの委託業務であるか）
- イ 融資利用の円滑化のための支援事業
 - ・ 支援事業の趣旨に合致するか
 - ・ 目的、内容等が妥当であるか
- ウ NPO等の活動基盤整備のための支援事業に対する支援

- ・ 支援事業の趣旨に合致するか
- ・ 目的、内容等が妥当であるか
- エ 寄附募集支援事業
 - ・ 支援事業の趣旨に合致するか
 - ・ 目的、内容等が妥当であるか
- オ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
 - ・ 支援事業の趣旨に合致するか
 - ・ 目的、計画が妥当であるか
 - ・ NPO等と地方自治体の連携であるか
 - ・ 多様な参加者（マルチステークホルダー）の関与はあるか
 - ・ 事業により大きな成果を期待できるか（仕組みや社会を大きく変えるか）
 - ・ 事業に継続性・発展性はあるか
 - ・ 事業に新規性・先進性はあるか
 - ・ 事業に普及性はあるか

8-3-3 透明性等の確保

運営委員会における審議は、透明性、公平性を確保する観点から、原則としてすべて公開で行うこととする。また、議事録を作成するとともに速やかに公表するものとする。公開に当たっては、議事に差し障りのない範囲での一般市民の傍聴やインターネットによる中継等についても検討する。

8-3-4 留意事項

運営委員が申請案件と利害関係にある場合には、当該委員は、当該申請案件の審査からは除かれることとする。

8-3-5 報告

運営委員会は、その議事内容及び決定事項について、速やかに都道府県に報告するものとする。

9 連絡調整会議への参画

連絡調整会議は、支援事業に関して国と都道府県等の連絡調整等のために内閣府が設置するもので、都道府県は連絡調整会議に参画し、支援事業の円滑な推進に必要な各種の情報交換や検討を行い、都道府県内のNPO等の支援活動の強化に資する。

（参考：連絡調整会議の概要）

主 催：内閣府

メンバー：内閣府、各都道府県、その他

会議内容：

- ① 支援事業の進捗状況の把握、課題の整理

- ② NPO等の支援に関する共通事項の検討（寄附募集のノウハウ、概算払い導入促進に関する事項、NPO等への融資の円滑化方策、情報開示のための基盤整備等）
- ③ 各種情報交換（先進事例等）
- ④ その他

10 情報開示のための基盤整備について

都道府県は、「新しい公共」推進会議（以下、「推進会議」と言う。）での検討結果を踏まえたNPO等の情報基盤の整備の推進のため、以下のことを行うものとする。なお、推進会議では、NPO等の情報開示を促進していくための情報基盤のあり方に関し検討され、標準開示フォーマットが取りまとめられる予定。

10-1 団体情報の開示の義務付け

都道府県は、支援対象NPO等に対し、採択後3ヶ月以内に、標準開示フォーマットを用いた団体情報を開示するよう義務付けることとする。なお、開示の手段については、支援対象NPO等のウェブサイトや都道府県のNPOポータルサイトのみならず、利便性が高く、全国共通のデータベースへの掲載も義務付けること。

10-2 団体情報の開示の普及推進

都道府県は、支援事業で採択したNPO等のみならず、都道府県の他の事業において助成等を行うNPO等に対し、標準開示フォーマットでの情報開示を求めたり、都道府県内の他の助成団体に対し、標準開示フォーマットの活用を推奨したりするなど、標準開示フォーマットによるNPO等の情報開示を推進するよう努力すること。

10-3 財務報告の普及推進

都道府県は、支援事業に採択したNPO等に対し、NPO法人会計基準の導入推奨を含め、一般的に理解しやすい財務報告の普及を推進すること。

11 成果のとりまとめと公表

11-1 支援対象NPO等の成果報告

支援対象NPO等は、事業終了後、速やかに、NPO等実施事業に係る成果をとりまとめ、都道府県に報告書を提出するものとする。提出された報告書については、都道府県はこれをとりまとめの上、公表するとともに運営委員会に報告する。

11-2 都道府県の成果報告

都道府県は、6-6 に基づき設定された成果目標について、6-5-7 の国への定期報告の際に、それぞれの達成状況を取りまとめ、国及び運営委員会にその結果を報告するとともに、その公表することとする。

12 評価の実施について

12-1 評価の対象

支援事業の実施による施策効果について検証するため、以下の評価を実施する。

- ① 11-1 に基づきとりまとめた成果について、支援対象NPO等が自己評価を行う。
- ② 上記①の自己評価結果及び11-2 に基づきとりまとめられた達成状況について、運営委員会が第三者評価を行う。

なお、第三者評価に当たっては、必要に応じて支援対象NPO等や都道府県から意見の聴取を行い、内容の修正等を行わせることができる。

12-2 評価結果の取扱い

12-1 の第三者評価の結果は、公表するものとする。また、第三者評価結果は、国に報告する。

13 監査等について

支援事業の適切な実施を確保する観点から、以下について、客観性・透明性のある方法で監査等を実施する。なお、監査等の結果については、運営委員会及び国に報告するものとする。

13-1 都道府県の監査

都道府県は、6-5-1 の各事業について自ら監査を実施する。

13-2 委託先に対する検査等

都道府県は、6-5-1 の各事業について第三者に対し業務委託を行った場合は、当該委託先について、当該業務委託契約に基づき、検査等を実施する。

13-3 支援対象NPO等に係る検査等

都道府県は、6-5-1 の①のつなぎ融資への利子補給事業の支援対象となったNPO等、⑤の新しい公共の場づくりのためのモデル事業の支援対象となった事業実施主体（都道府県、市区町村又は都道府県若しくは市区町村を構成員に含む協議体）に対し、検査等

を実施する。

14 ガイドラインの改正について

本ガイドラインは、社会経済情勢の変化が生じた場合、必要に応じ、改正することとする。